

[事案 2019-32] 保険料自動振替貸付利息免除（損害賠償）請求

・令和元年 11 月 18 日 裁定終了

<事案の概要>

保険料が自動振替貸付となったことを保険会社から知らされなかったことを理由として、保険料自動振替貸付利息の免除を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 3 年 7 月に契約した個人年金保険について、平成 29 年分の年払保険料が口座から振替えできず、保険料払込猶予期間の満了日に保険料の自動振替貸付がなされたが、以下の理由により、自動振替貸付の利息を免除してほしい。

- (1)平成 30 年 8 月に実家に帰省し、保険会社の支社を訪問した際も、自動振替貸付となっていることを知らされなかった。
- (2)担当者から、電話でも、自動振替貸付となっていることを知らされなかった。
- (3)平成 30 年 7 月に、平成 30 年分の年払保険料が口座から振り替えられた際にも、自動振替貸付となっていることを知らされなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)年払保険料の口座振替前に、申立人には案内文書を送付しており、年払保険料が口座から振替えできなかった場合は翌月に再度口座振替を行うこと、その最終日までに払込みがない場合には自動振替貸付となり、自動振替貸付金には所定利息がつくことを記載している。
- (2)自動振替貸付を行った後にも、申立人にその旨の通知文書を送付している。
- (3)自動振替貸付利息を元金繰入れした翌月にも、申立人にその旨の通知文書を送付している。
- (4)契約者あてに毎年発送する契約内容通知にも、自動振替貸付金の残高を記載している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、保険料自動振替貸付適用時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社が申立人に対して保険料自動振替貸付について知らせていなかったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。